

# 組合だより

137号  
10月6日  
2010年

発行所 岡山大学職員組合  
〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1  
電 話 086-252-1111 (代)  
(内線) 7168  
直通・FAX 086-252-4148

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/> メールアドレス [ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp](mailto:ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp)

## 次期学長選考に向けて議論を開始しよう

### Ⅱ 我々の求める学長像

2010年9月27日 岡山大学職員組合執行委員会



まず、一般論として、大学の10年先、50年先を見据え、その中での岡山大学像を描き、リーダーシップを発揮出来る人が望ましいと考えます。具体的には、①岡山大学を良くしようという意欲、そのための理念・方向性を示すことが出来る人 ②その観点からみたととき、岡大を取り巻く問題状況、岡大の問題点について理解、分析ができる人 ③それら問題状況を踏まえた上で、解決策を示し、そのための手立てを打つことが出来る人。

但し、リーダーシップが、思いつきの方針を押しつけてくるための方便となってはなりません。リーダーシップは、全体の共通理解と合意形成を進めるためにこそ発揮されるべきだと考えます。そのためには、ボトムアップのための組織がしっかりと保障され、民主的な討議が保障されなければなりません。



A; 次に、法律等が要請する「人格が高潔で、学識が優れ」という要件を次の様に具体化したと思います。

「学識が優れ」は、教育者・研究者としての経験と蓄積に裏づけられた高い識見を持っていること。「人格が高潔」は、公正なルールに沿って行動できること。私利私欲で行動しないこと。自分の出身学部ばかりを偏重しないこと。

B; 「適切かつ効果的に運営することができる能力」については、文科省『法人化中間まとめ』が次のように説明しています。「ステークホルダーの求めるところを十分意識し、大学運営や教育研究に適切に反映するとともに、一般国民や社会全体に十分な理解が得られるよう努める」と。ステークホルダーとは、教員、職員、学生を指し、一般国民や社会全体とは、保護者、受験者、地域（自治体、企業を含む）、文科省、および主権者である国民であると考えられます。

C; したがって、「ステークホルダーの求めるところを十分意識し、大学運営や教育研究に適切に反映する」とは、教育・研究環境を改善し、刺激を与え、学生が満足できるカリキュラムを実現できる人を意味すると考えます。



そのためには、①先に述べた意味でのリーダーシップが取れる ②一般教育と学部専門教育と大学院の協業と分業を効率的に構想できる ③大学院の専門性と総合化について適切な見識を持つ ④教育・研究等の大学の組織運営の全体像を把握し、大学のありべき方向に、事務組織を含めて協力共同の関係を構想し動かす力を持つ ⑤各部局の自治に任せべきは任せ、大学として責任を取るべきところは取ることができる ⑥理系と文系の両者の実情を理解しバランスが取れる ⑦津島と鹿田の両者の実情を理解しバランスを取ることができる。

D; 「一般国民や社会全体に十分な理解が得られるよう努める」ことが出来るとは、具体的には次のことを意味すると考えます。①大学の社会的責任を認識し、指導出来る ②地方の総合大学としての進むべき道を、社会全体との対話のなかで実現出来る ③学外の意向を取捨選択し、政策に取り入れることができる ④学外に対して、大学政策を発信できる ⑤受験生や大学生に魅力ある大学像を提示することができ、学生を主体とした大学コミュニティづくりを構想し具体化することができる ⑥運営費交付金、寄付金等研究費等の現状を把握し、その対策を講じることができる。

教職員の皆様へ

以上、求められる学長像を前提として、今後具体的な事項について質問を考えていく予定です。執行委員または、組合までご意見をお寄せ下さい。

メールアドレスは、[ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp](mailto:ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp)



8月19日に組合から大学側に出していましたが「大学院手当について」の質問への回答が届きましたのでお知らせします。



平成22年9月17日

岡山大学職員組合御中

国立大学法人岡山大学

ご質問があった、俸給の調整額（支給対象：大学院担当教員）の取り扱い等について、以下のとおり回答します。

問1：大学院手当の趣旨および規定・制度について、一般の教員にわかるよう教えてください。

**【回答】**

俸給の調整額は、職務内容、勤務条件等の特殊性に基づき、俸給を調整するものとして設けられており、大学院を担当する教員についても、授業等の担当状況が一定の要件を満たす場合に俸給の調整額が支給されます。（給与規則第3条、別表第2）

職員の区分	調整数
① 大学院の授業を担当する教授、准教授、講師又は助教（以下「大学院担当教員」という。）のうち、主任として博士後期課程の学生4人（医学3・歯学は5人）以上に対する研究指導を行う者	3
② 大学院担当教員のうち、博士課程を担当する者（①に掲げる者を除く。）	2
③ 大学院担当教員（①及び②に掲げる者を除く。）及び大学院の学生の指導を行う助教（②に掲げる者を除く。）又は助手	1

「大学院の授業を担当する」とは、大学院研究科等の担当を命ぜられている教授、准教授、講師及び助教のうち、当該大学院研究科等において直接に講義、演習、実験又は実習の指導（以下「講義等」という。）を年度を通じて2単位以上担当すること、又は主任として学生に対する研究指導（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第11条に規定するものをいい、1人の学生に対して原則として1人をいうものとする。）を担当することをいいます。（俸給の調整額取扱要項記の2の二）

問2：なぜ、これまで支給されていた大学院手当が、この時期になって支給されなくなったのか。それはいかなる趣旨の下に取り組みられたのか、経過措置などがどのようなものであったのかなども含め、これまでの経緯について教えてください。

また、大学院指導生が居なかった場合、6月に4、5月の支給手当をまとめて差し引かれることにより生活に多大な影響が出ていますが、何か他に方策は検討されなかったのでしょうか？

**【回答】**

大学院担当に伴う俸給の調整額については、法人化後も国と同様の支給要件に基づき支給していましたが、他大学の状況を参考に、本学においては、平成18年度から単位数の支給要件を緩和して、シラバスに登録されている担当教員については、すべて支給対象とすることとしました。しかし、この取扱いでは、実際に授業が開講されない教員や授業等の負担があまりない教員にも俸給の調整額が支給されることとなり、大学院への貢献度と職務内容や勤務条件等の特殊性に基づき俸給を調整する俸給の調整額の支給に不均衡が生

じるため、要項を改正し、平成21年度から俸給の調整額の支給要件を従前の支給要件である「当該大学院研究科等において直接に講義、演習、実験又は実習を年度を通じて2単位以上担当するもの又は主任指導（1人の学生に対し1人）を担当するもの」に改め、経過措置として、平成21年3月31日に俸給の調整額が支給されていた教員は、2単位以上の授業担当がない場合であっても、平成21年度に限り、引き続き調整額を支給することとしました。

なお、支給要件の確認は、実際の履修届等の提出（部局内(教務担当)の締切：4月末日）をもって行うため、6月給与での精算となりますことをご理解願います。

問3：大学院手当の調整数の認定の基準が、一般の教員から見て明確ではありません。次のことを教えて下さい。

① 大学院授業をどの程度担当していたら認定されるのか？

【回答】

問1の回答のとおり。

なお、同じ授業を複数人で担当している場合は、人数で按分し、単位数を計算します。

② 前期開講と後期開講で扱いに差があるのか？

【回答】

前期のみ2単位又は後期のみ2単位の開講であっても、年間を通じて2単位以上の担当があるものとして俸給の調整額を支給します。

なお、後期のみ授業を担当し、年度当初には当該授業の開講が確定していない場合は、支給要件に該当しないものとして俸給の調整額の支給を見送りますが、その後、後期の授業開講が確定した時点で支給要件に該当する場合には、年度当初に遡って俸給の調整額が支給されますので、扱いに差はありません。

③ 職階(教授、准教授、講師、助教、助手)で基準が違うのか？

④ それぞれの教員がどの調整数の基準にあたるのか自らわかるよう、具体的に調整数認定の基準の詳細を教えてください。

【回答】

教授、准教授、講師又は助教であって、当該大学院研究科等において直接に講義、演習、実験又は実習の指導を年度を通じて2単位以上担当する場合、博士課程を担当する者は調整数2、修士課程を担当する者は調整数1が、主任として博士後期課程の学生4人（医学・歯学は5人）以上に対して研究指導を行う者は調整数3が支給されます。

また、助教又は助手であって、学生指導（授業補助指導又は研究指導）を行う者は調整数1が支給されます。

問4：我々が大学院所属教員だということはどうのように位置づけられているのでしょうか。つまり、たとえ所属院生や受講生が居なくても、そのための会議やイベント等への参加は義務づけられているわけですが、それらはどのように評価されるのでしょうか。

【回答】

俸給の調整額は、実際に大学院の講義等の担当又は主任指導が常態としてある場合に支給されるものです。大学院の重点化に伴って、教員の所属は大学院所属となりましたが、大学院所属イコール俸給の調整額を支給することではありません。大学院所属教員として、大学院の運営に伴う各種会議、イベント等への参加は、教員評価制度等、俸給の調整額とは別の制度で評価されているものと考えます。





## 新三役挨拶報告 2010.08.09



連合体の新三役が8月9日に学長、理事、人事部への挨拶を行いました。当日は山川委員長、村上書記長以下、4名の副委員長と岡本書記が学長室を訪れ、千葉学長、田中理事と当初は30分の予定が1時間にわたって面会しました。この会談の中では様々な話題が取り交わされました。内容としましては、すでに連合体から質問状として提出していました「国際交流会館の設置場所」の件、学長インタビューの出版計画の件、人事院勧告の取り扱いの問題、学長選考に関する問題などの具体的な課題から今後の岡山大学のあり方についてまで、多岐にわたる意見交換をすることができました。今後、組合から大学運営に関する疑問や意見の提出を行うことへの了解をいただくことができたと同時に、協力すべき点は互いに協力して構成員が岡山大学に愛着を持てるような環境作りが必要であるとの認識を共有できたと思います。事務的な対応ではなく、様々な問題について千葉学長ご自身の言葉で語って下さった点が印象的でした。

最後になりましたが、お忙しい中お時間を取っていただいた千葉学長と田中理事にお礼申し上げます。

副委員長 関根正美

### ～お知らせ～

2010.11.3 憲法公布記念のつどい

差別と戦争をなくすために

有馬理恵さん ～おしばいとおはなし～

11月3日(祝) 13:30～

岡山県総合福祉会館

参加費: 前売1,000円 組合員は組合が半額補助します  
チケットは、組合(内7168まで)



### 単組だより ～教育学部より～♪

#### 「フルートデュオリサイタル」を鑑賞して



本年度1回目の教職員組合のレクとして、音楽教育の諸田大輔先生と同級生の三瀬直子さんによりフルートデュオリサイタル(7月3日)を、ご希望のあった組合員10名のみなさんに鑑賞いただきました。

オリент美術館で行われたコンサートは、不思議な空間に包まれて、現実を忘れ、別世界にいざなわれるひとときでした。ステージ前の席だけでなく、美術館内のあらゆる場所で聴くことができました。私は遅刻してしまいましたので、階段に座り込んで聴いていました。二本のフルートだけで奏でられる音楽に、清らかで心穏やかな気持ちになっていると、ふいに壁画がほほ笑むのです。休憩をはさんで2階で鑑賞をすると場所によって、音の響き方が変わるという驚きを楽しむこともできました。フルートをスティックに持ち替えてフロアタム(小太鼓?みたいな楽器)をたたく諸田先生の姿を見ることができました。

音楽はよくわからないのですが、「いい時間だったな」と感じ、「がんばろっ」という気持ちになりました。これからみなさんのエネルギー充電につながるレク企画をしたいと決意してオリент美術館を後にしました(上村)

～あなたも組合の仲間になりませんか?～

あなたの声を大学運営に、労働条件改善に反映させてみませんか?私たちは、あなたの参加を期待しています。